

## アドバイザー(コンサルティング)業務に関するポリシー

### 背景

アステラスは、製品や化合物の開発・商業化、及びその他の適切な目的に関して外部の専門家の助言・意見又はフィードバックを得るために、医療関係者やその他の外部アドバイザーへ業務を委託することがあります。

アステラスは、関連法令、規則、規制、業界ルール及びガイドラインに則り、高い倫理基準をもってグローバルに事業を行っています。このポリシーは、業務を委託する際の原則を定めるものです。

### ポリシー

私たちが、重要なトピックについて、外部の専門家やステークホルダーより助言、意見、フィードバックを得るために諮問会議、専門家会議、ラウンドテーブル会議等の形式に限らず、コンサルティング業務を委託するときは、次の要件を満たす必要があります。

1. 業務を委託する商業的、科学的、またはその他の正当なビジネス上の目的が存在し、それらが記録されていること。
2. 委託する業務が、過去に実施されたアドバイザー(コンサルティング)業務と重複するものではなく、アステラスに新たな価値を提供するものであること。
3. 業務を委託することが、製品の処方、提供、使用の誘因、又はその謝礼の手段として用いられたものではなく、また、医療関係者との良好な関係構築もしくはその糸口を得ることを目的としたものでないこと。
4. 委託業務の目的に直接関係のある資格、専門知識、能力、経験や他の適切な基準に基づいて医療関係者が選定されること。
5. 委託業務の内容・対価を正確に記載した契約書が当該業務の開始前に締結されること。
6. 委託業務の対価が公正な市場価値を反映したものであること。
7. 委託業務を行うために医療関係者が参加する会議・イベントがその目的にふさわしい適切な場所で開催されること。
8. 委託業務に関連して当社が負担する医療関係者の移動・宿泊・飲食の費用が関連する社内規程に従ったものであること。
9. 専門家から目的事項に関する助言、意見、フィードバックが得られるような形式及び内容で委託業務を企画・運営すること。
10. 専門家とのインタラクションについて、社内規程及び手続きを遵守し、必要な承認を得ること。
11. 提供する資料やデータは、委託業務と関連性があり、目的の達成に必要なものでなければならず、資料審査プロセスに従って事前承認が得られたものであること。

12. 専門家からの助言、意見及びフィードバックは、書面又は電子的記録に記録し、適切に使用すること。